

さ情審査答申第258号
令和6年1月23日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和5年4月27日付けで貴職から受けた、「(さいたま市立病院の資料開示請求ではありません)さいたま市立高等看護学院の資料開示請求です。特定期間さいたま市立病院(西病棟)神経内科5階特定入院患者の看護実習記録の全て(特定担当教員)(以下「本件対象個人情報」という。)」の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年11月30日付け保保高第2636号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報及び本件対象個人情報以外でも患者に関するものの全てを開示するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び再反論書によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 開示しない理由として「実習記録は存在しない」とあるが、たとえ現在なかったとしても、個人情報サーバーに残っている可能性があります。また、それが削除されていたとしてもリストアして、個人情報の開示(プリントアウト)は可能と考えます。実習記録以外でも患者に関するものは全て開示してください。たとえば、担当した学生らの氏名と連絡が取れる現住所などです。
- (2) 開示しない理由が不自然だから。患者に関するもの全てを開示するこ

とは、さいたま市が不利益になるとは考えられないから。

開示請求該当期間の事実経過を知りたいから。

(3) 弁明書 4 について

ア 「卒業時に教員立会いの下、学院内でシュレッダーにて処分している。」とあり、臨地実習の手引（令和3年度）を添付しその2ページ21・22を太線で囲っている。

しかし、これらの主張は当時患者を担当した看護実習生に該当するものとはいえない。なぜなら、当該の実習生が卒業するのは、長く見積もっても2～3年後であるから。

イ 「担当教員は、本学院に在籍もしておらず」とあるが、ではなぜ担当教員（関係資料2）とあるのかの回答を求める。

ウ 「請求人が求める文書自体、本学院に存在したことがない」とあるが患者の親族は、複数の看護実習生と会話をしている。担当教員の直筆からも、請求人が求める文書はあり本学院に存在していたことは、まず間違いない。

(4) 再弁明書 4 への反論

ア 1～2行目「市立病院における実習につきましては、本学院以外の、複数の看護学校からも実習生を受け入れていると聞いております。」

① 反論書に添付した資料2にある「説明者 病棟師長」から、審査請求人は「貴学院の実習生が特定患者を担当する」と説明を受けました。

② 特定期間に、さいたま市立病院神経内科が入院患者に看護実習生を受け入れたのは貴学院のみであったと思います。もし当時に他校の看護学校からも受け入れがあり、その看護実習生が特定患者を担当したのなら、その証拠を提出してください。

イ 5～7行目「教員が実習先において、他校の実習生を指導することはないため」

① これが本当であったとして、特定教員が貴学院の教員でなかったとしても、貴学院教員の指導のもとで同学院実習生が特定患者を担当した可能性は十分にあります。

特定教員が貴学院の教員かどうかは、特定患者の担当が貴学院実習生であったこととは関係ありません。

ウ 「本件に対応した実習生は本学院（卒業生）とは考えられず」

① 患者の親族は、特定患者を担当していた二人の看護実習生と会話を交わしています。二人は「仲良しで、さいたま市立高等看護学院の同室寮生でもあり、京都・奈良出身」といいました。また、二人に手作り巾着をプレゼントしました。

エ 「請求人が求める文書自体、本学院に存在した事実がないものとなります。」

① そんなことは考えられません。

- (5) 最後に、令和4年12月7日付けの、審査請求書の4 審査請求の趣旨の最後を繰り返します。実習記録以外でも患者に関するものは全て開示してください。たとえば、担当した学生らの氏名と連絡が取れる現住所などです。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書、再弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

本学院での実習記録書は、学生個人の紙による学習記録書であり、卒業時に教員立会いの下、学院内でシュレッダーにて処分している。

また、当初の個人情報開示請求書に記載のある担当教員は、本学院に在籍もしておらず、請求人が求める文書自体、本学院に存在したことが無い。

2 「実習記録は存在しない」ことへの主張について

審査請求人は、実習記録について、サーバー等での管理及び削除後のリストアが可能ではないかと主張しているが、本学院における実習記録書は、学生個人がノートに手書きしている学習記録であり、メディア等の電子媒体は存在せず、卒業時に記録書をシュレッダー処分しているため、不開示としたものである。

3 審査請求人の主張についての弁明

本学院は、市立病院の附属校としての位置づけとはなっておらず、また、市立病院における実習につきましても、本学院以外の、複数の看護学校からも実習生を受け入れていると聞いております。

本学院としましては、先の弁明書で主張したとおり、開示請求書等に記載のある担当教員は、本学院に在籍した事実がないことから、他校の教員であると考えております。

また、教員が実習先において、他校の実習生を指導することはないため、本件に対応した実習生は本学院生（卒業生）とは考えられず、このことから、請求人が求める文書自体、本学院に存在した事実がないものとなります。

なお、反論書に添付していただいた資料1、2につきましても、本学院にて作成した文書ではなく市立病院が所管するものとなるため、記載されている内容を含め、本学院では関知しておりません。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象個人情報、審査請求人が令和4年11月18日に開示請求を行った「(さいたま市立病院の資料開示請求ではありません)さいたま市立高等看護学院の資料開示請求です。特定期間さいたま市立病院(西病棟)神経内科5階特定入院患者の看護実習記録の全て(特定担当教員)」である。

実施機関は、開示請求内容の個人情報が実施機関に存在しないためとして、不開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、本件対象個人情報及び本件対象個人情報以外でも患者に関するもの全てを開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 当時のさいたま市職員録及び実施機関に対する口頭意見陳述の結果からすると、審査請求人が主張する特定期間に、さいたま市立高等看護学院(以下、「学院」という。)に特定教員が在籍していた事実は認められない。また、実習において、学院の学生に対する指導を担当するのは学院に在籍する教員であって、他校の教員が学院の学生に対して指導をすることはこれまでなかったことが認められる。
- (2) これらのような事情に加え、審査請求人が主張する特定期間中は、学院が夏季休暇中であり、実習や講義等の指導カリキュラムが実施されていなかったことなどの事情も併せ考慮すれば、学院が特定期間に学院の学生に対して実習を実施した事実は認められず、よって審査請求人が開示請求する実習記録はそもそも学院内に存在していなかったことが認められる。
- (3) なお、実施機関は個人情報不開示決定通知書及び弁明書において、開示しない理由について、実習記録は学生の卒業時に教員立会いの下、学院内でシュレッダーにかけて処分している旨の主張をしているが、これは、仮に学院において実習を行っており、審査請求人が開示請求している実習記録が存在していたことがあったとしても、上記処分をする取り決めとなっているため、残っていることはない旨を指摘したものと認められる。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 5年 4月 27日	諮問の受理（諮問第587号）
②	令和 5年10月19日	審議
③	令和 5年11月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 6年 1月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士 令和5年10月21日退任
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士 令和5年10月21日退任
委 員	中 澤 和 美	弁護士 令和5年10月22日就任
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士 令和5年10月22日就任

(五十音順)